

II. 調査結果の概要

(1) 身体拘束の現状

①身体拘束を行った実人員数と拘束率の現状

調査期間内に身体拘束が行われた者（以下「被拘束者」とする）の実人員数は全体で 21,184 名であり、施設種別の内訳は、介護老人福祉施設 8,650 名、介護老人保健施設 6,058 名、介護療養型医療施設 6,476 名であった。

このうち身体拘束実施日数、当該施設の入所者（利用者）数などの情報の詳細がすべて判明したものについて、身体拘束の実施率（以下「拘束率」とする）を求めた。なお、従来、都道府県等で行われてきた身体拘束の実態調査の多くは、1 日の調査対象日を設定して当該日における身体拘束の実施の有無から拘束率を算出しているが、拘束実施期間の長さ等は考慮されていない。本調査では「拘束率」を「調査期間中の 1 日当たりの被拘束者の全入所者に占める割合」とし、

$$\text{(被拘束者の拘束日数の合計)} \div (\text{回答施設の全入所者(利用者)数} \times 7\text{(日)}) \times 100$$

との算出方法により求めた。

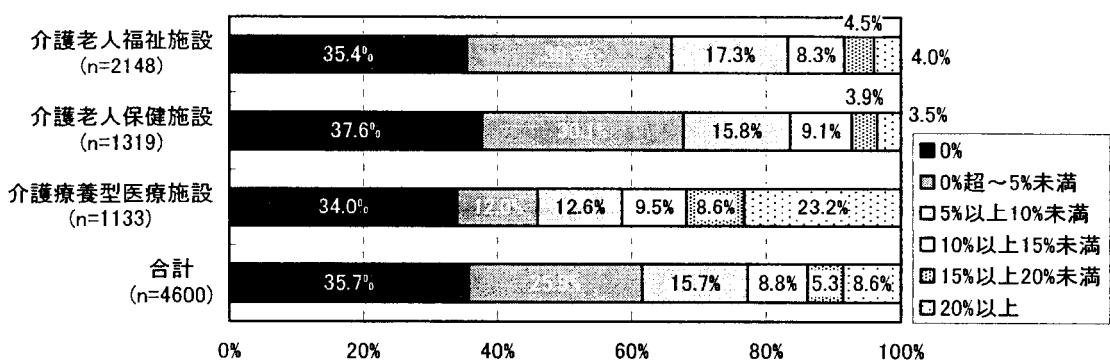
その結果全体の拘束率は 5.2% であった。施設種別では、介護老人福祉施設で 4.5%、介護老人保健施設で 4.3%、介護療養型医療施設で 9.9% との結果が得られた（表 2）。

さらに、従来の調査では身体拘束の実施の有無によって施設を二分するものがほとんどであり、当該の施設の中で 1 人でも身体拘束が行われていれば「身体拘束を行っている施設」とされるため、たとえ当該施設内で拘束の実施率が低下していても、その努力が反映されない形になっている。本調査では、前掲の式と同様の算出方法により施設ごとの拘束率を求め（以下「施設内拘束率」とする）、5% 刻みでの分布状況を示した（図 1）。これを見ると、全体の 6 割程度の施設が拘束率 0 ~ 5% の範囲に入っていることが分かる。

表 2 調査期間(7日間)における延べ拘束率(全体)

施設種別	回答施設数	A: 被拘束者の拘束日数の合計	(被拘束者実数)	B: 入所者(利用者)数 × 7(日)	拘束率(A/B × 100)
介護老人福祉施設	2148	46910	(6943)	1046997	4.5%
介護老人保健施設	1319	33607	(4992)	779856	4.3%
介護療養型医療施設	1133	31182	(4604)	314454	9.9%
合計	4600	111699	(16539)	2141307	5.2%

図1 施設内拘束率の内訳



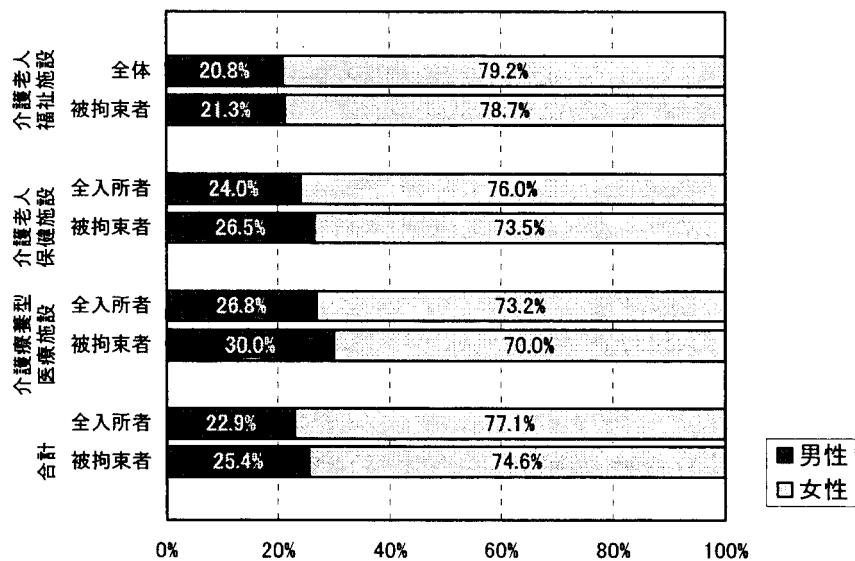
②身体拘束されている入所者（利用者）の属性

被拘束者の属性について、性別、年齢、要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）を、全入所者のものと比較した。

1) 性別

被拘束者の性別は、全体で男性 25.4%、女性 74.6% であった。これに対して全入所者における性別は男性が 22.9%、女性が 77.1% であり、被拘束者では男性の占める割合がやや高くなっている（図2）。

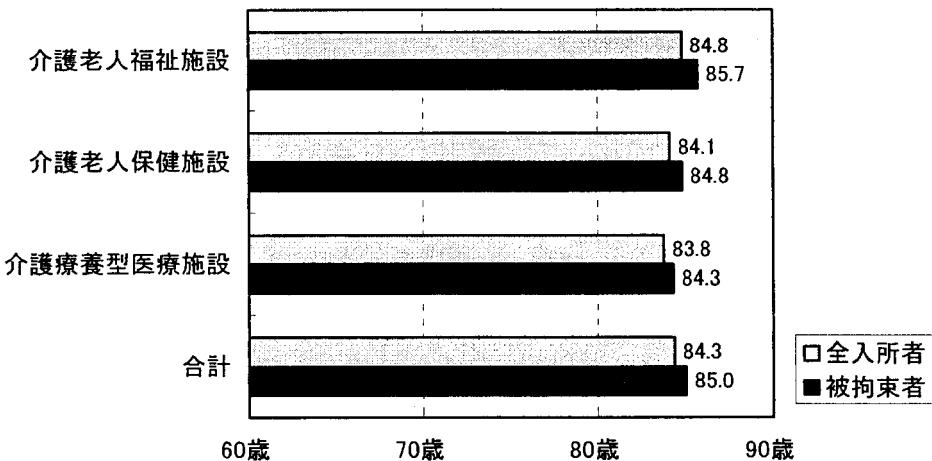
図2 性別の比較



2) 年齢

被拘束者の平均年齢は全体で 85.0 歳、全入所者の平均年齢は 84.3 歳であり、被拘束者の方がやや高かった（図 3）。

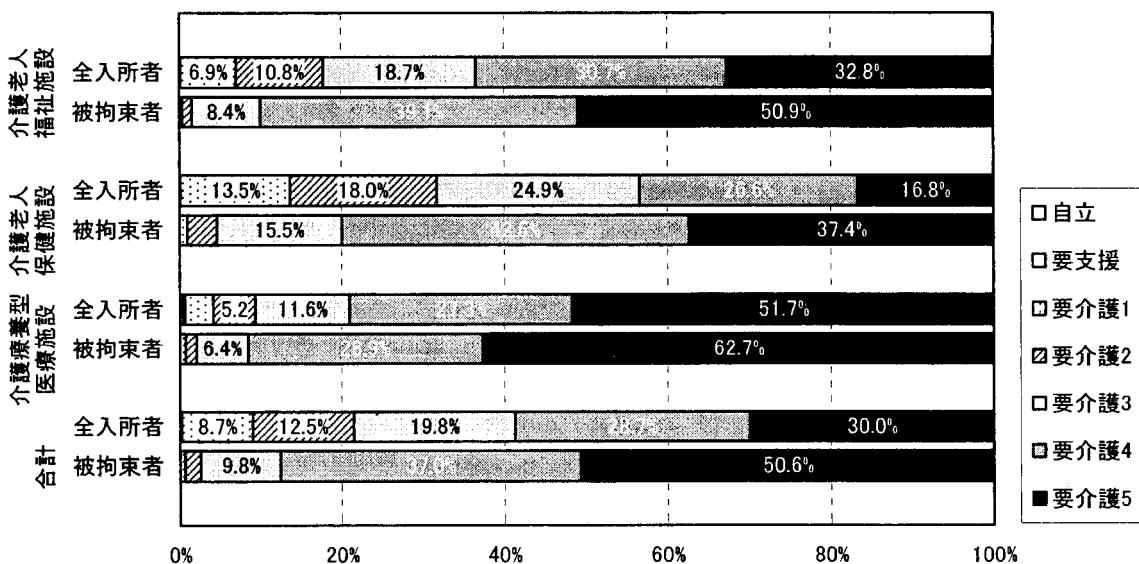
図3 平均年齢の比較



3) 要介護度

被拘束者の要介護度別の割合は、全体で要介護 5 が 50.6% と最も多く、次いで多い要介護 4 (37.0%) と合わせて 9 割程度を占めていた。これに対して全入所者では要介護 5 が 30.0%、要介護 4 が 28.7% であり、被拘束者は要介護度が高い者が多い（図 4）。

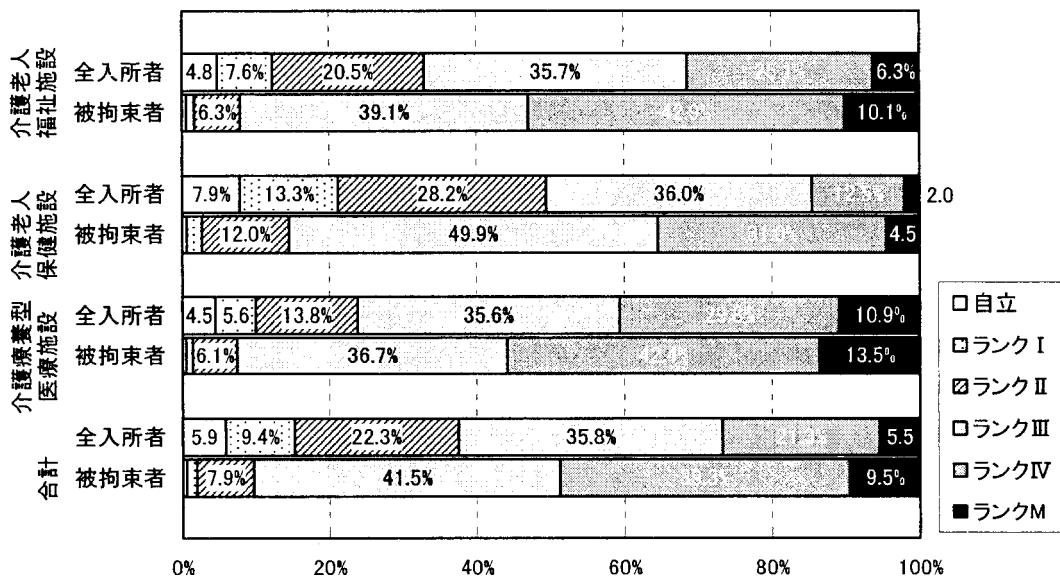
図4 要介護度別人数の比較



4) 認知症高齢者の日常生活自立度

被拘束者の認知症高齢者の日常生活自立度別の割合は、全体でランクⅢが41.5%と最も多く、次いで多いランクⅣ(39.3%)、ランクM(9.5%)と合わせて9割程度を占めていた。これに対して全入所者ではランクⅢが35.8%、ランクⅣが21.3%、ランクMは5.5%であり、被拘束者では認知症の程度が重い者が多い(図5)。

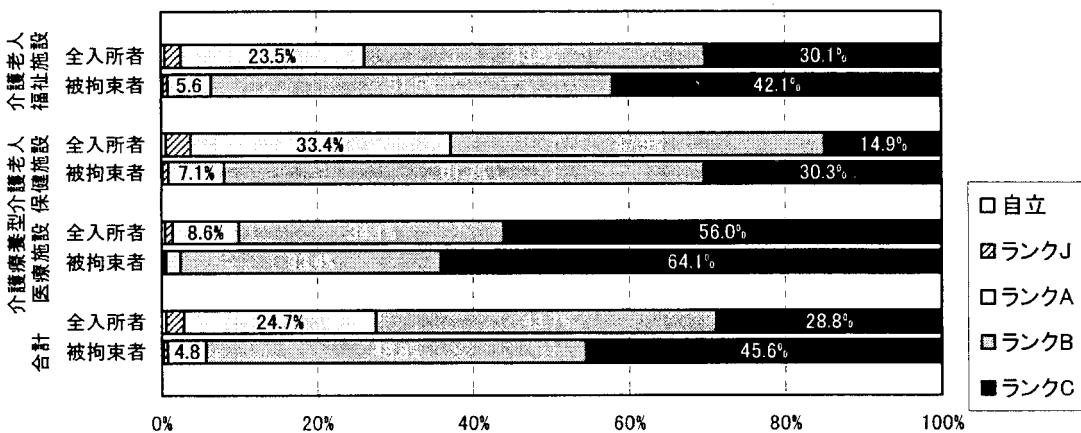
図5 認知症高齢者の日常生活自立度別人数の比較



5) 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

被拘束者の障害高齢者の日常生活自立度別の割合は、全体でランクBが48.8%と最も多く、次いで多いランクC(45.6%)と合わせて9割強を占めていた。これに対し全入所者ではランクBが43.7%、ランクCが28.8%であり、被拘束者では自立度の低い者が多い(図6)。

図6 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)別人数の比較



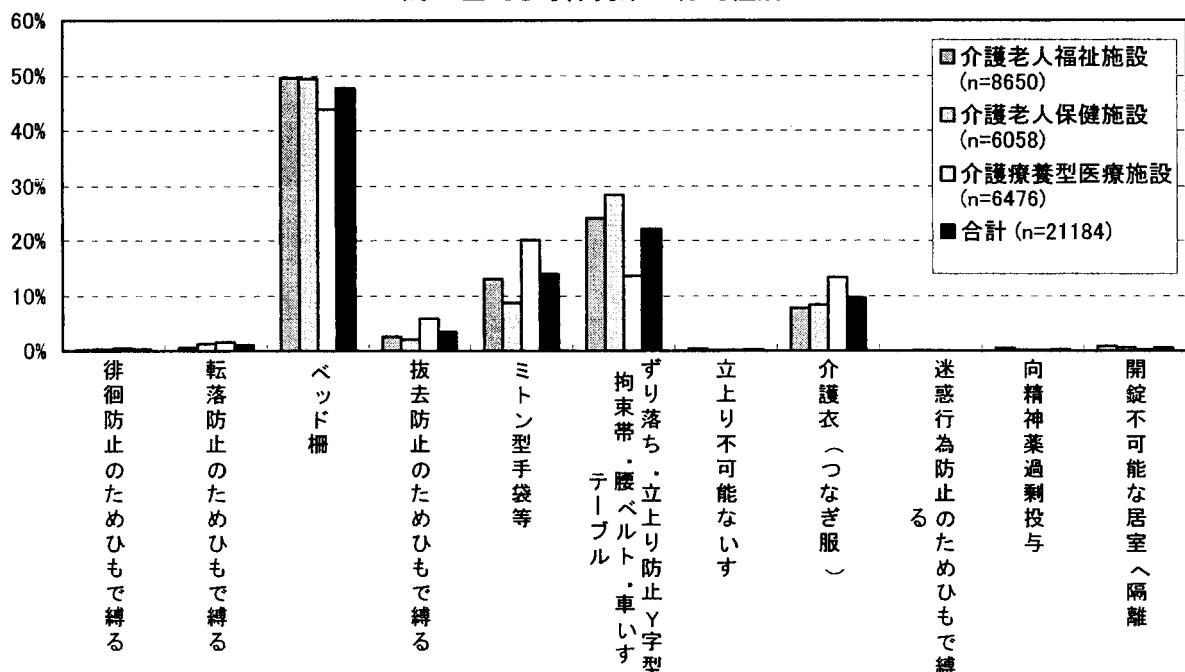
③身体拘束の現状

被拘束者に行われた身体拘束について、その行為種別ごとの割合、行為種別と被拘束者の属性との関係、身体拘束の実施状況を整理した。

1) 身体拘束の行為種別の割合

被拘束者に主として行われた身体拘束（以下「主たる身体拘束」という。）の行為種別を、平成13年に示された「身体拘束ゼロへの手引き：高齢者ケアに関わるすべての人に」に定義された11の行為種別（巻末資料1参照）に分類し、その被拘束者全体に対する実施割合を算出した。その結果、「ベッド柵」が47.8%と最も多く、次いで「ずり落ち・立ち上がり防止のためのY字型拘束帶・腰ベルト・車いすテーブル」が22.1%、「ミトン型手袋等」14.1%、「介護衣（つなぎ服）」9.8%の順であった（図7）。

図7 主たる身体拘束の行為種別

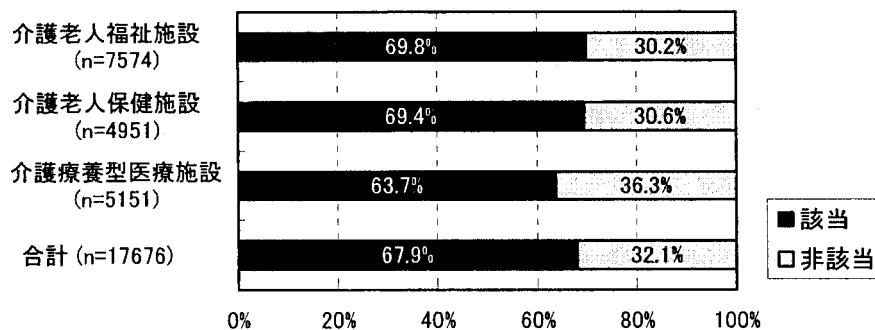


2) 主たる身体拘束の実施状況

■例外3原則との関係

主たる身体拘束と例外3原則（緊急やむを得ない場合に例外的に身体拘束を行う場合の要件であり、①切迫性、②非代替性、③一時性があり、かつそれらの要件の確認等が極めて慎重に実施されているケースに限られる。（巻末資料1参照）との関係については、例外3原則に該当するものは全体で67.9%、該当しないものは32.1%であった。施設種別の該当割合を見ると、介護老人福祉施設が69.8%、介護老人保健施設が69.4%、介護療養型医療施設が63.7%であった（図8）。

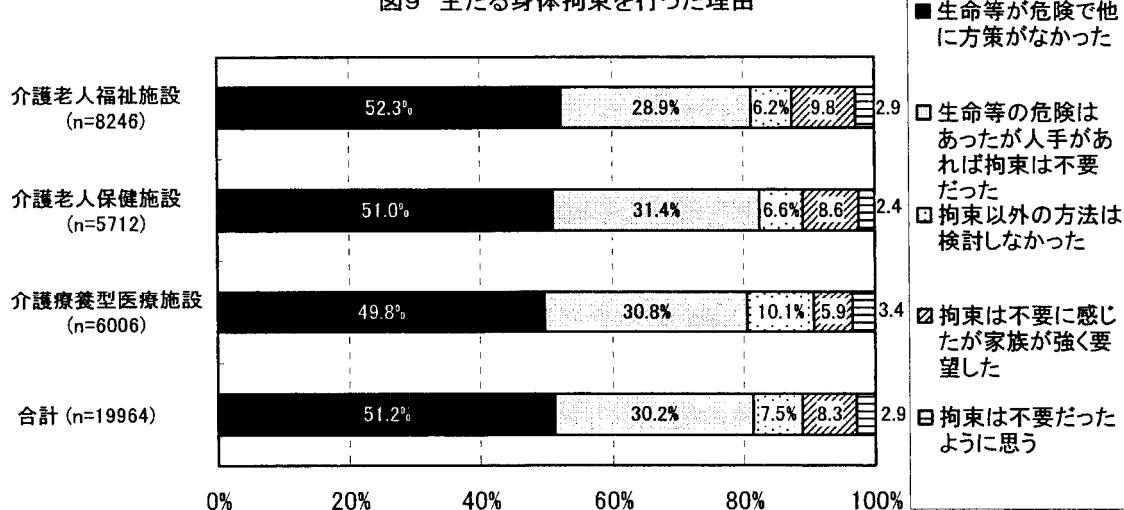
図8 主たる身体拘束と例外3原則との関係



■身体拘束を行った理由

主たる身体拘束を行った理由については、「生命等が危険で他に方策がなかった」が51.2%と最も多く、次いで「生命等の危険はあったが人手があれば拘束は不要だった」が30.2%、「拘束は不要に感じたが家族が強く要望した」が8.3%、「拘束以外の方法は検討しなかった」が7.5%、「拘束は不要だったように思う」が2.9%であった（図9）。

図9 主たる身体拘束を行った理由

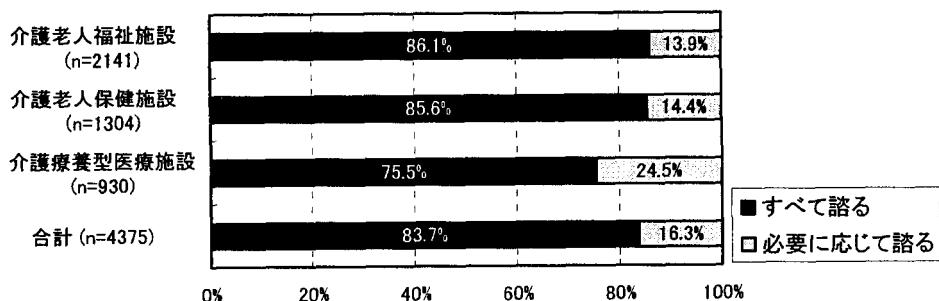


(2)身体拘束の廃止に向けての取組み状況

①身体拘束廃止委員会等に諮る仕組みの運用状況

身体拘束をする（した）場合に身体拘束廃止委員会などに諮る仕組みの運用状況については、「すべて諮る」とした施設が 64.8%、「必要に応じて諮る」が 12.6%、「委員会未設置」が 22.6%であった。ただし、「委員会未設置」の中に、当該の施設で身体拘束を一切行っていないために未設置である場合も含まれる。そのため、何らかの形で身体拘束廃止委員会などに諮る仕組みがある施設に限って見てみると、「すべて諮る」の割合は 83.7%に達している。（図 10）。

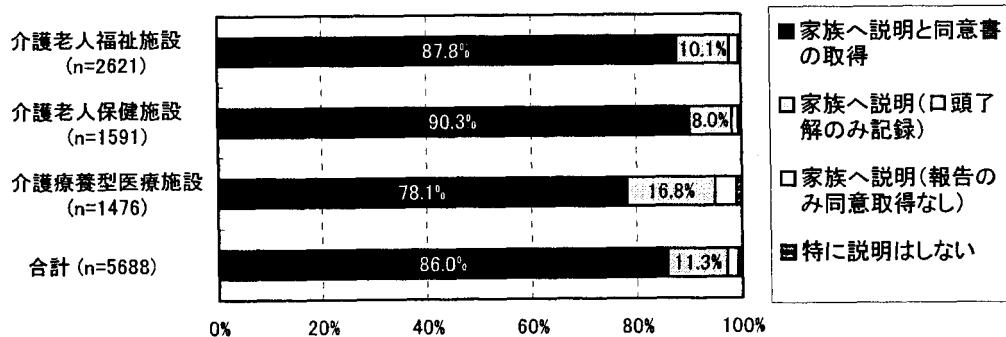
図10 身体拘束廃止委員会等に諮る仕組みの運用状況



②身体拘束をする（した）場合の家族への説明

身体拘束をする（した）場合の家族への説明の有無と方法については、「家族への説明と同意書の取得」が 86.0%と最も多く、次いで「家族へ説明（口頭了解のみ記録）」が 11.3%、「家族へ説明（報告のみ同意書取得なし）」が 2.1%で、「特に説明なし」が 0.7%であった。（図 11）。

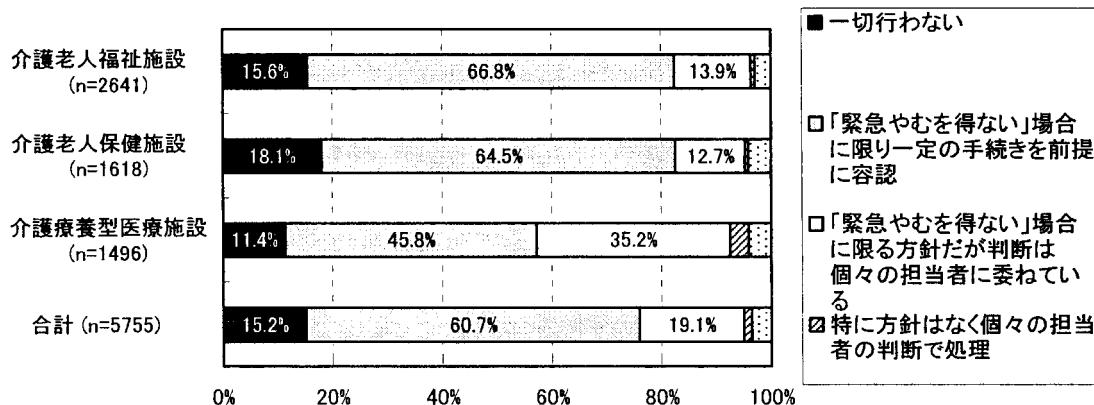
図11 身体拘束をする（した）場合の家族への説明



③身体拘束についての施設の対応方針

身体拘束についての施設の対応方針については、「『緊急やむを得ない』場合に限り一定の手続きを前提に容認」が 60.7%と最も多く、次いで「『緊急やむを得ない』場合に限る方針だが判断は個々の担当者に委ねている」が 19.1%、「一切行わない」が 15.2%、「その他」が 3.5%の順であり、「特に方針はなく個々の担当者の判断で処理」が 1.4%であった。(図 12)。

図12 身体拘束についての施設の対応方針



④身体拘束を行う場合の手続きの策定状況

身体拘束を行う場合の手続きの策定状況については、「定めている」が 66.4%と最も多く、次いで「定めていない(個別ケースごとに協議するため)」が 24.0%、「定めていない(一切行わないため)」が 5.2%の順であり、「定めていない(現場の判断に委ねているため)」が 4.4%であった。(図 13)。

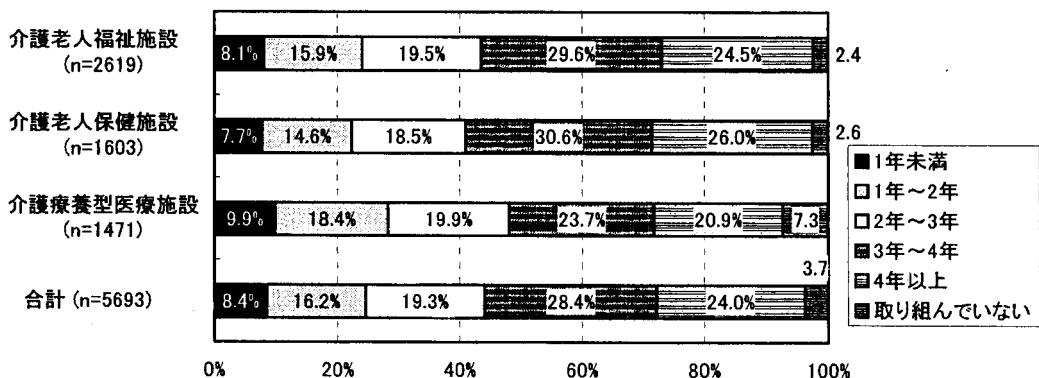
図13 身体拘束を行う場合の手続きの策定状況



⑤身体拘束廃止に取り組んでからの経過年数

身体拘束廃止に取り組んでからの経過年数については、全体で「3年～4年」が28.4%と最も多く、次いで「4年以上」が24.0%、「2年～3年」が19.3%、「1年～2年」が16.2%、「1年未満」が8.4%の順であり、「取り組んでいない」が3.7%であった。(図14)

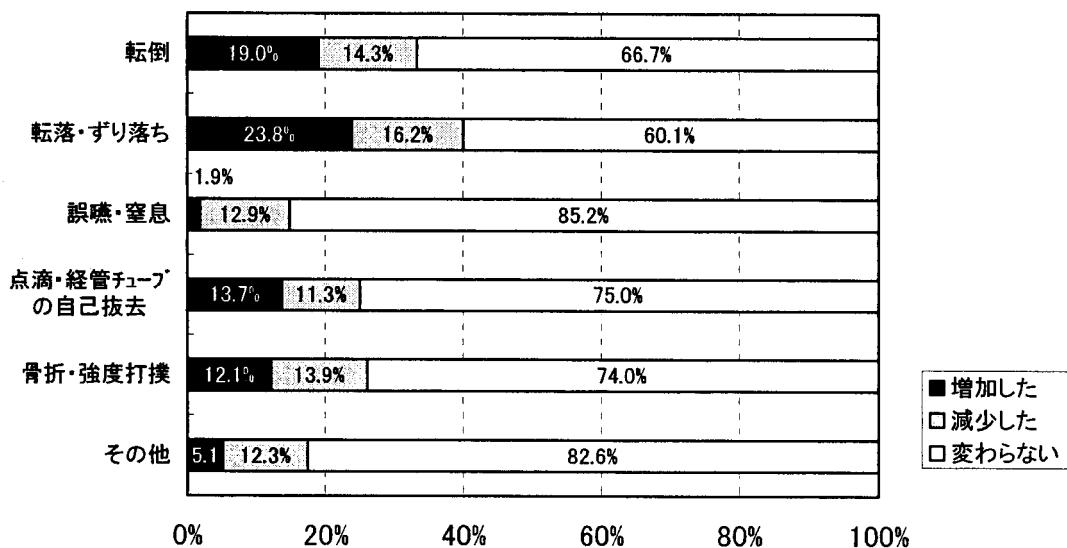
図14 身体拘束廃止に取り組んでからの経過年数



⑥身体拘束廃止に取り組んでからの介護事故の増減

身体拘束廃止に取り組んでからの介護事故の増減について、取り組み直前と調査時点での状況を比較したところ、事故の種別ごとに差はあるものの、6割から8割が「変わらない」と回答している。(図15)。

図15 身体拘束廃止に取り組んでからの介護事故の増減(全体)

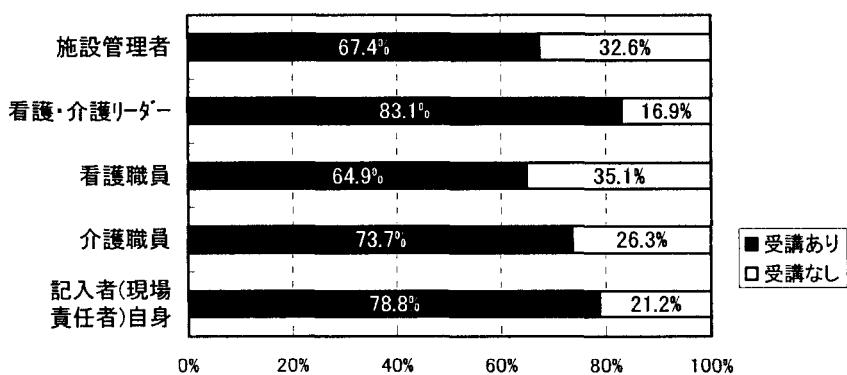


⑦身体拘束廃止に関する講習・研修等の受講状況及び学習状況

1) 講習・研修等の受講状況

身体拘束廃止に関する外部の講習・研修の受講状況については、施設管理者に受講経験がある施設は 67.4% であった。また、看護・介護リーダーで受講したことがある人がいる施設は、管理者に比べてもやや多く、83.1% であった。看護職員で受講したことがある人がいる施設は、リーダーに比べるとやや少なく、64.9% であった。介護職員で受講したことがある人がいる施設は 73.7% であり、調査票記入者（現場責任者）で受講したことがある人がいる施設は、78.8% であった。（図 16）。

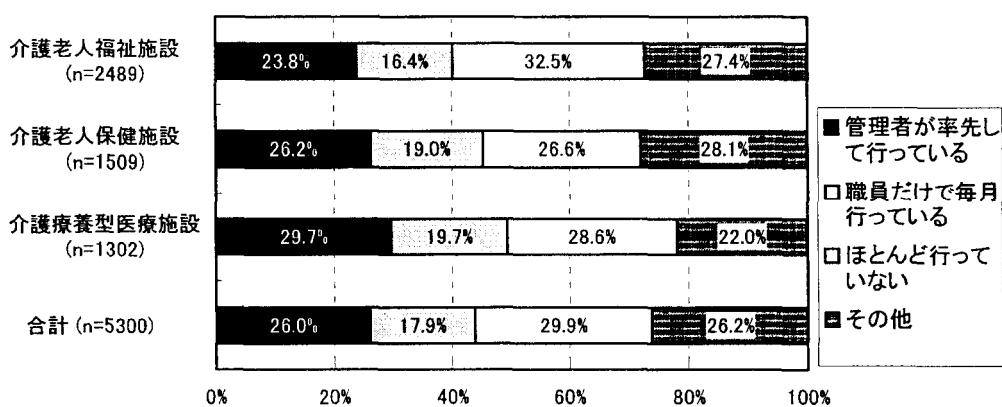
図16 講習・研修の受講状況(全体)



2) 学習状況

施設内で身体拘束廃止に関する勉強にどのように取り組んでいるかについて回答を求めたところ、「ほとんど行っていない」が 29.9% と最も多く、「管理者が率先して行っている」が 26.0%、「職員だけで毎月行っている」が 17.9% であった。（図 17）。

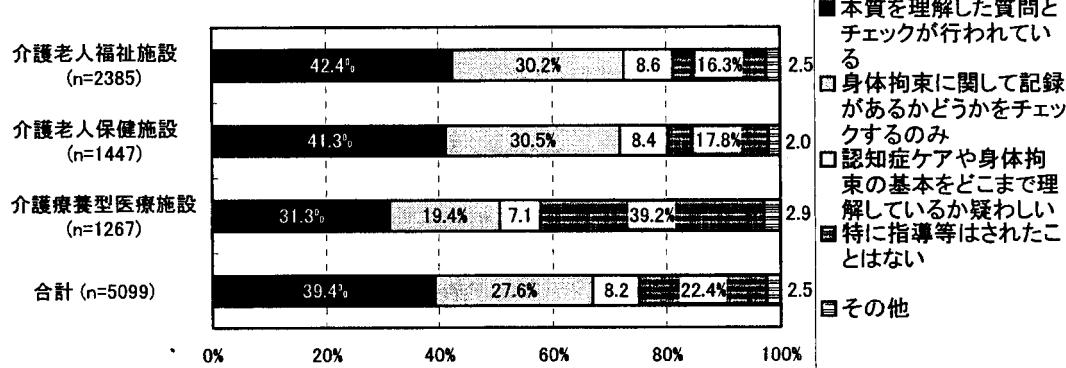
図17 学習状況



⑧都道府県における調査・実地指導の現状

都道府県等における実地指導時の身体拘束に関する調査・指導の状況については、「本質を理解した質問とチェックが行われている」が39.4%と最も多く、次いで「身体拘束に関して記録があるかどうかをチェックするのみ」が27.6%、「特に指導等はされたことはない」が22.4%、「認知症ケアや身体拘束の基本をどこまで理解しているか疑わしい」が8.2%であった。(図18)。

図18 都道府県における調査・実地指導の現状



(3) 身体拘束廃止に向けての取組み等と拘束率との関係

① 人員配置状況との関係

看護・介護職員を合わせた職員 1 人当たりの入所者（利用者）数（以下「人員配置状況」とする）は、全体では平均で 2.0 名であったが、介護老人福祉施設は平均 2.2 名、介護老人保健施設は 2.1 名、介護療養型医療施設は 1.6 名と差があり、かつその分布状況にも施設種別による差が見られた。そのため、施設種別ごとに、人員配置状況と 5 %刻みの施設拘束率区分によるクロス集計を行った。その結果、介護老人福祉施設では、人員配置と施設内拘束率との関連はほとんど見られなかった。一方、介護老人保健施設においては、人員配置が手厚い群では、身体拘束を行っていない施設の割合及び拘束率の低い施設の割合が高くなっていた。介護療養型医療施設では、人員配置状況と施設内拘束率との関連はほとんど見られなかった。（図 19～21）。

図19 人員配置状況 × 施設内拘束率（介護老人福祉施設）

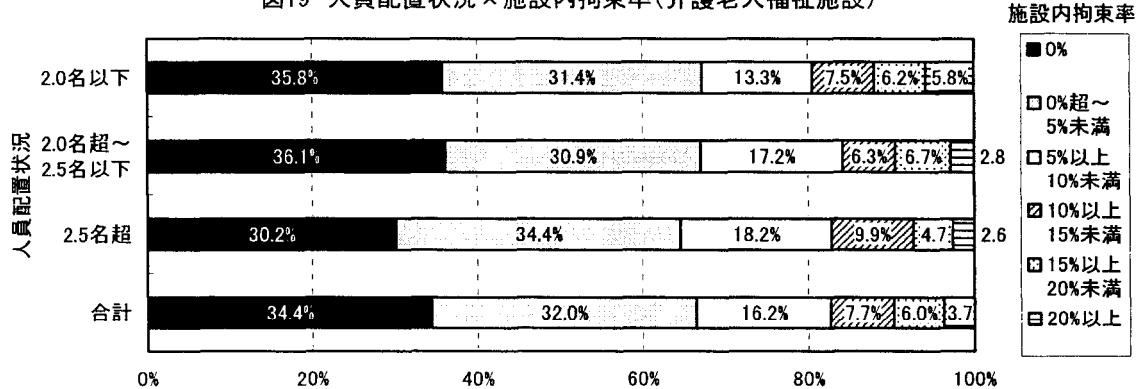


図20 人員配置状況 × 施設内拘束率（介護老人保健施設）

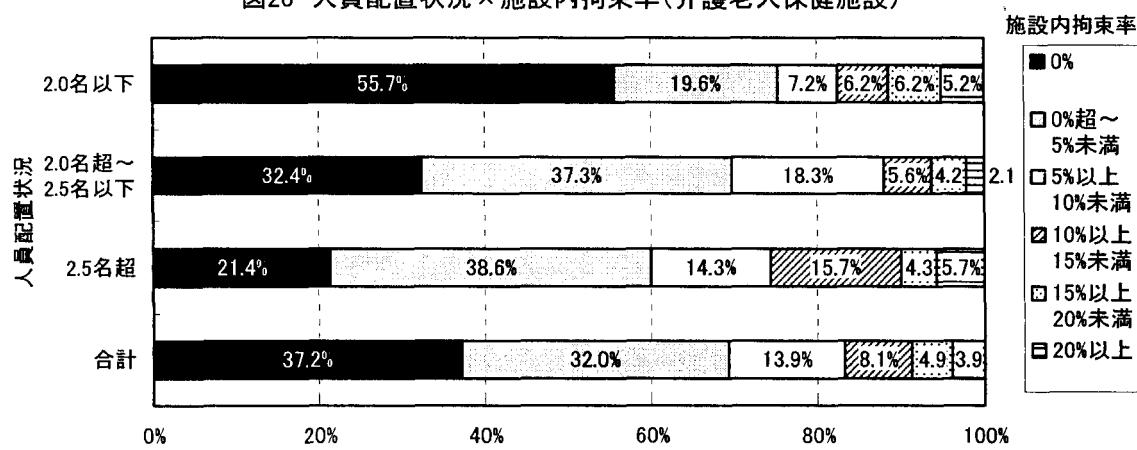
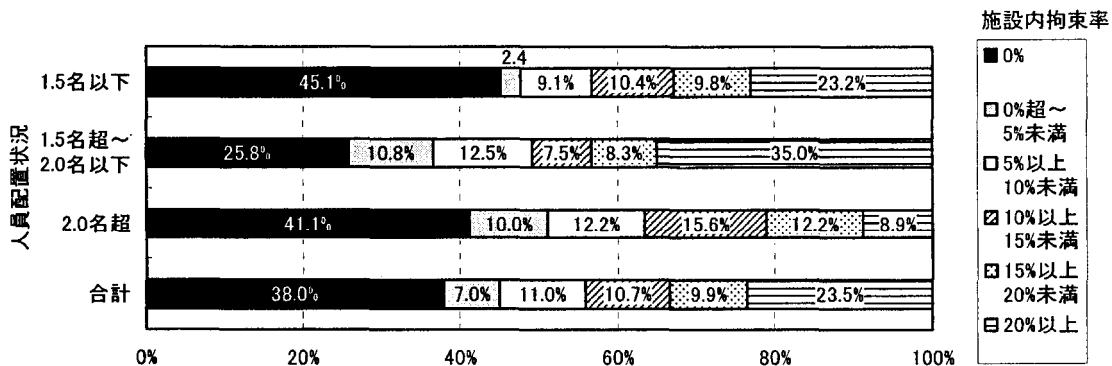


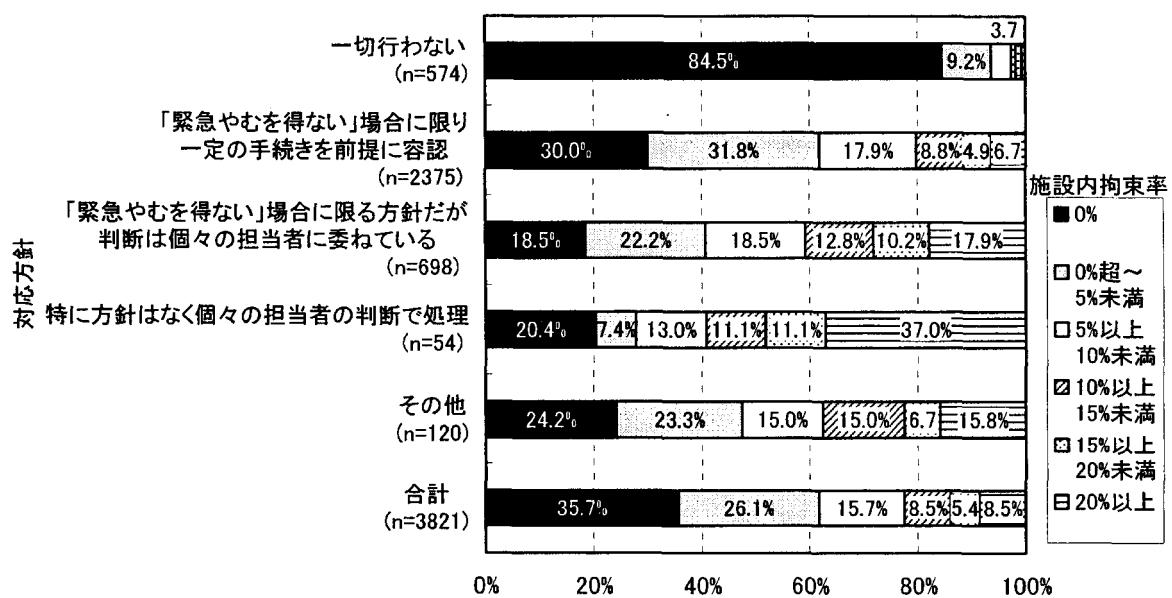
図21 人員配置状況×施設内拘束率(介護療養型医療施設)



②身体拘束に対する施設の対応方針との関係

身体拘束に対する施設の対応方針の別に、施設内拘束率の分布を求めた。その結果、「一切行わない方針である」と回答した施設の84.5%が拘束を全く行っていなかった。次いで「『緊急やむを得ない』場合に限り一定の手続きを前提に容認」、「『緊急やむを得ない』場合に限る方針だが判断は個々の担当者に委ねている」の順で、身体拘束を行っていない、もしくは施設内拘束率の低い施設の割合が高かった。それに対して、「特に方針はなく個々の担当者の判断で処理」と回答した施設では、拘束率20%以上の施設が多かった。(図22)。

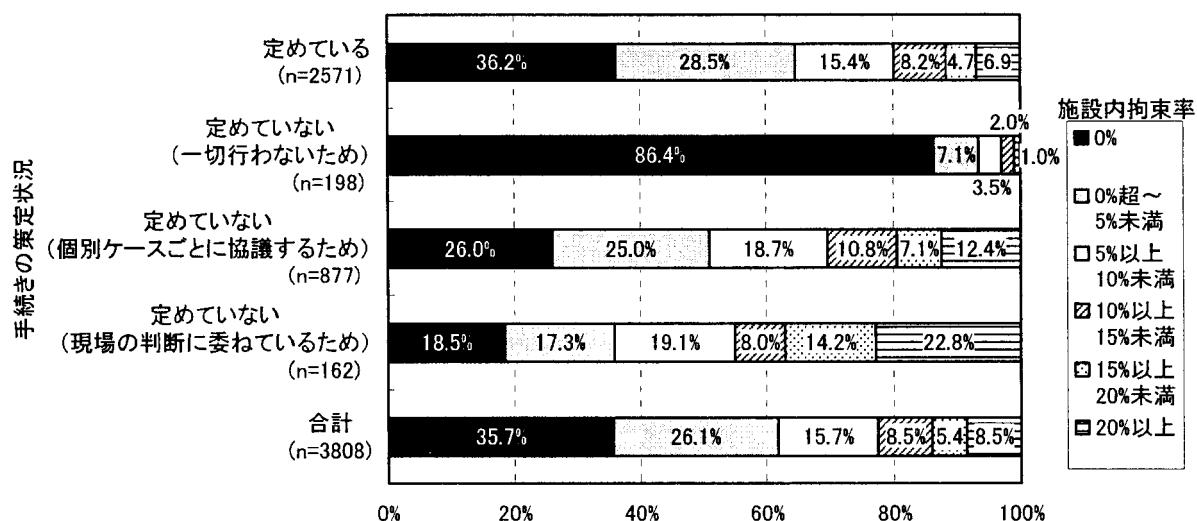
図22 身体拘束に対する施設の対応方針×施設内拘束率(全体)



③身体拘束を行う場合の手続きとの関係

身体拘束を行う場合の手続きの策定状況別に、施設内拘束率の分布を求めた。その結果、「定めていない（一切行わないため）」と回答した施設の8割以上が拘束を全く行っていなかったが、拘束を行っている施設も見られた。一方で、「定めていない（現場の判断に委ねているため）」と回答した施設では、拘束率が20%以上の施設が2割以上見られた（図23）。

図23 身体拘束を行う場合の手続きの策定状況×施設内拘束率（全体）



④身体拘束廃止に関する講習・研修等の受講状況及び学習状況との関係

1) 講習・研修等の受講状況

身体拘束廃止に関する外部の講習・研修の受講状況について、施設管理者及び看護・介護リーダーの受講経験の有無別に、施設内拘束率の分布を求めた。施設管理者については、受講経験が「ある」と回答した場合、全体で施設内拘束率0%の施設が38.3%（受講経験がない施設では31.8%）、0%～5%の施設が27.3%（同25.6%）であるなど、受講経験がある場合の方が施設内拘束率が低い施設の割合が高かった。看護・介護リーダーについても同様で、受講経験があるリーダーがいる施設では、全体で施設内拘束率0%の施設が36.5%（受講経験がない施設では31.3%）、0%～5%の施設が27.3%（同24.6%）であるなど、受講経験がある者のいる施設の方が施設内拘束率が低い傾向が見られた。（図24、25）。

図24 講習・研修受講状況×施設内拘束率（施設管理者全体）

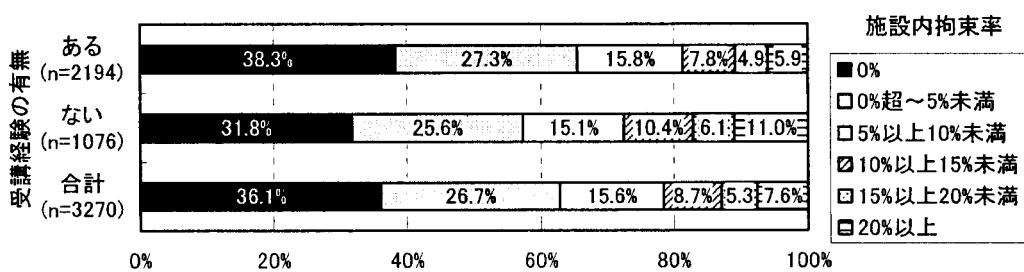
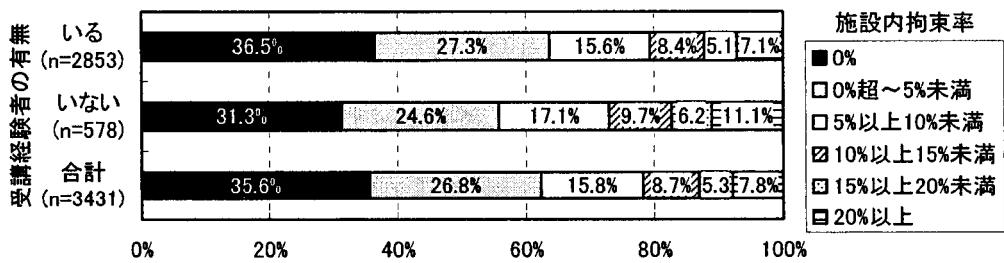


図25 講習・研修受講状況 × 施設内拘束率(看護・介護リーダー全体)



2) 学習状況

施設内での身体拘束廃止に関する学習状況別に、施設内拘束率の分布を求めた。その結果、「管理者が率先して行っている」場合は、施設内拘束率0%の施設が44.0%であるなど、施設内拘束率が低い傾向が見られた(図26)。

図26 学習状況 × 施設内拘束率(全体)

